

平成 26 年 2 月 3 日 札幌市 国民健康保険運営協議会での 札幌市国民健康保険施術費制度あり方検討会 中間報告に関する主な意見

●制度について

- ・昭和 37 年の施術費制度創設時は、法定療養費の「補完」としてスタートしているが、創設後 51 年を経過し、当初の目的と現在の実態に乖離があることから、「歴史的」使命を終えているのではないか
- ・創設時は国保の自己負担割合が今よりも大きかったことなどから、実際の利用者の負担軽減を図らなければならないといった意味もあったが、現在のような自己負担割合なら、負担軽減をさほど図る必要がないため、制度自体の意義が薄れているのではないか
- ・ほとんどの市民は「知らない」制度であり、札幌市の制度として残す意味がないのではないか
- ・施術費制度は、時代により内容が変わっている（当初は「補完」で現在は「健康増進」）
- ・現在の実態は保健事業であり、当初の目的と事業内容が異なっている
- ・広域化以降もこの事業がヘルス事業として必要であれば、検討することもあり得るのではないか
- ・制度利用が市民の 0.5% と少ないことから、現実的には機能しておらず、札幌市の制度として残す意味がないのではないか
- ・現在の制度を維持するためには、財源をどうするのかといった問題もある

●今後の方向性について

○廃止に関する意見

- ・施術費制度は、当初の目的を果たしており、廃止すべきである
- ・中間報告で廃止とする委員の意見の通りで、市が今後も独自に維持・運営することは無理なのだから、あとは「ソフトランディング」させるかどうかではないか
- ・今後の国保の広域化等を見据えると制度の維持は困難なのではないか
- ・急な廃止は利用者の混乱を生じかねないことから、1 年間周知徹底して廃止すべきではないか
- ・国保の広域化が控えているなら、逆にそれまでに結論を出しておくべきである

○その他の意見

- ・制度の廃止自体は妥当と考えるが、利用者もいることであり、何らかのかたちで残すべきではないか
- ・（年間約 2 千名と）利用者は少ないが、効果があることから、対象となる疾病などを指定して利用されてきたのではないか
- ・現在の年間およそ 2 千名の利用者とは少ないけれども、アンケート結果からとても「ありがたがっている（制度を評価している）」ことから、その利用者をどうするのか考えるべきである

- ・当初は市民の負担軽減を目的としていたことから、廃止となったとしても、施術費制度の利用によって効果が上がっている利用者をどうするのか、考える必要があるのではないか

以 上